

第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

4.1 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容

「横浜市環境配慮指針」（令和7年4月改定）の「別記 事業別の配慮事項 1 道路の建設」に掲げられている各配慮事項から、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定しました。

また、選定した配慮事項に対し、本事業で検討した配慮の内容を表 4.1 に記載しました。

なお、配慮の内容については、配慮市長意見書等を総合的に検討し、配慮書に示した計画段階配慮の内容を見直したものとなります。

表 4.1(1) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(1) ルート・構造等の選定に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息・生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> ルート・構造の選定に当たっては、土地区画整理事業の土地利用計画図の地区、用地の考え方等を踏まえ、農業振興地区は、土地区画整理事業により造成が行われますが、整備後も生物の生息・生育基盤となると考えられることから、本事業においては、生物の生息・生育基盤となる農業振興地区の改変を可能な限り小さくするとともに、市道目黒第25号線交差部や東名高速道路と接続する位置においては、工場や住居等の立地状況に配慮して、宅地及び既存の道路の改変を可能な限り小さくする計画とすることで、環境面、安全面、社会面への総合的な影響を回避・低減するよう配慮します。 事業の実施に当たっては、「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、関係機関と協議のうえ、前述のとおり、生物の生息・生育基盤となる農業振興地区の改変を可能な限り小さくすることにより、生物多様性の保全に配慮し、対象事業実施区域は貴重な動植物の営巣・生育地等の分断を避ける位置とします。 また、事業の実施に当たっては、周辺の渋滞緩和による温室効果ガスの排出抑制を図るとともに、「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用及び省エネ運転を実施します。また、高効率・省エネルギー型の照明器具等の積極的な導入、新たに構築する道路構造物の長寿命化等の温室効果ガスの排出削減策を講じ、可能な限り温室効果ガスの排出抑制に努めるよう、計画段階から検討します。 道路照明を設置する際は、周辺地域の農作物等への影響や既存の緑地や新たに計画されている公園等への影響を考慮し、昆虫類等を誘引しにくい光源を使用するなど、周辺地域への影響を小さくするよう配慮します。 構造の検討に当たっては、環状4号線との交差部は、トンネル構造による立体交差とすることで、交通への影響を回避する計画とします。 なお、環状4号線西側、東名高速道路接続部及び市道目黒第25号線との交差部の構造形式については、周辺環境への影響、経済性を総合的に比較検討し、決定します。

※下線部：「配慮書の案①～③」に掲載されていない事項

表 4.1(2) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(2) ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源や騒音・振動等の現況把握を行う。	○ ・計画段階配慮書の作成を通じて、地域の概況について情報を収集し、現況 ^{注1} の把握に努めました。市道目黒第25号線の西側は、住居や公園が立地した地域となっており、東側は農地が広く分布する地域となっています。本事業はこれらの保全対象 ^{注2} となる住居や公園、生物多様性等の保全に配慮した計画とします。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。	○ ・工事計画の策定に当たっては、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、周辺住民の安全及び円滑な通行の確保に配慮します。 ・対象事業実施区域の北西部付近は、土砂災害警戒区域に指定されています。当該区間の施工に際しては、地盤への影響等について検討し、適切な施工計画・施工管理を実施します。 ・上瀬谷地区において令和元年度及び令和3年～令和4年度に行われた防衛省による土壤汚染調査では、一部区画で土壤の汚染が確認されています。また、対象事業実施区域内には、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域があります。本事業の実施に当たっては、土地区画整理事業において適切な対応が行われた後、本事業の工事を実施します。なお、工事実施段階で対象事業実施区域内に土壤汚染が確認された場合には、土壤汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき適切に対応します。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○ ・環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針となる「土壤汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「生物多様性基本法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。

※下線部：「配慮書の案①～③」に掲載されていない事項

注1：現況とは土地区画整理事業実施後の状況としています。

注2：保全対象は、既存の住居や公園緑地の他、土地区画整理事業の実施に伴い創出される環境としています。

表 4.1(3) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容	
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。	○	・生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留に配慮するため、既存の公園緑地の改変を避けるとともに、農業振興地区の改変を可能な限り小さくする計画とすることで、グリーンインフラの保全・活用に努めます。
	(6) 緩衝帯、法面、区域内の未利用地は緑化を図るとともに、生物の生息・生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○	・既存の公園緑地の改変を避けるとともに、農業振興地区の改変を可能な限り小さくする計画により、生物の生息・生育環境の確保に努めます。 ・掘割部の法面やランプ間の区域等の緑化に努めます。
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図るとともに、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの積極的な活用に努める。	○	・道路照明や料金所等への高効率・省エネルギー型の照明器具等の積極的な導入により、エネルギー使用の合理化に努めます。 ・「道路における再生可能エネルギーの活用について（国土交通省道路局）」を踏まえ、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの積極的な活用を検討します。 ・また、省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すように努めます。
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。	○	・使用する電気は可能な限り低炭素電気を選択するとともに、建設資材や設備等の確保に際しては、グリーン購入を徹底します。

※下線部：「配慮書の案①～③」に掲載されていない事項

表 4.1(4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(9) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 最新の設計・施工技術を採用し、耐久性・安全性を十分確保した道路構造物を建設するとともに、「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（第二期）」に示されたメンテナンスサイクルの構築に積極的に取組むことで、新たに構築する道路構造物の長寿命化を図り、温室効果ガスの抑制に努めます。 工事の実施に当たっては、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用に努めるとともに、建設機械の省エネルギー運転や、工事用車両のエコドライブの実施などにより、温室効果ガスの抑制に努めます。
	(10) <u>微気候に配慮し、緑化、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用、風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減など</u> により、ヒートアイランド現象の抑制 <u>及び暑熱環境への適応</u> に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に当たっては、周辺の渋滞緩和による温室効果ガスの排出抑制を図ることで、ヒートアイランド現象の抑制に努めます。 道路照明や料金所等への高効率・省エネルギー型の照明器具等の積極的な導入により、人工排熱を低減することで、ヒートアイランド現象の抑制に努めます。 省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すように努めます。 また、農業振興地区の改変を可能な限り小さくする計画により、ヒートアイランド現象の抑制<u>及び暑熱環境への適応</u>に努めます。 掘割部の法面やランプ間の区域等の緑化に努め、ヒートアイランド現象の緩和<u>及び暑熱環境への適応</u>に努めます。

※下線部：「配慮書の案①～③」に掲載されていない事項

表 4.1(5) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(11) ルート・構造等の選定に当たっては、地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の <u>交通経路</u> の分断を避けるよう努める。	<ul style="list-style-type: none"> 既存文献によると、<u>対象事業実施区域周辺</u>には埋蔵文化財包蔵地が存在するため、旧上瀬谷通信施設の用地（土地区画整理事業によって造成された場所）を道路用地として活用し、新たな改変を小さくするよう努めます。また、関係機関と協議のうえ、「文化財保護法」に基づき必要な手続・措置を講じます。なお、土地区画整理事業実施区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、土地区画整理事業において、「文化財保護法」に基づき必要な措置が講じられた後、本事業の工事を実施します。 本事業により整備される道路により、既存の公園緑地の改変を避けるよう努めるとともに、農業振興地区の南北を分断しない構造となるよう検討し、周辺地域の分断の回避に努めます。
	(12) 道路の構造・色彩等については、街の個性や街並みの特徴を把握するとともに、郊外部においては、まとまった樹林地や農地等の水と緑の景観資源を活用した景観形成を目指し、周辺建物や後背地との調和を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 環状4号線以西をトンネル構造とすることで、周辺景観への影響を可能な限り低減します。また、地上に構築する道路の構造や色彩等については、事業実施段階で検討します。事業実施段階では景観に配慮した事例を参考にしつつ、周辺のまちづくりとの連携を図りながら、周辺建物や後背地との調和を図るよう努めます。
	(13) 沿道の土地利用状況等に応じて、環境施設帯（植樹帯、歩道、自転車道等）を設置するよう努める。	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の土地利用状況等に応じて、環境施設帯の設置を検討します。なお、本事業が接続する区画3号線は、土地区画整理事業において、歩道が整備される計画です。

※下線部：「配慮書の案①～③」に掲載されていない事項

表 4.1(6) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(14) 騒音・振動・大気等の環境影響を低減するために、最新技術を用いた保全対策の実施に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 本事業では騒音・振動・大気等の環境影響を低減するためには最新の技術を用いた保全対策の実施に努めます。 <u>一部の東名高速道路接続部（高架構造、掘削構造）は、騒音、振動等への配慮として、遮音壁の設置等を行い、車両の走行による騒音の低減を図り、周辺生活環境への影響の緩和に努めます。その他の東名高速道路接続部（トンネル構造）、市道目黒第25号線との交差部、環状4号線の西側及び東側をトンネル構造や掘削構造、環状4号線との交差部をトンネル構造とすることで可能な限り騒音・振動・大気等の環境影響の低減を図ります。</u>なお、地下構造物の設置に伴い地下水の流況、地下水位及び地盤沈下への影響が生じる可能性が考えられますが、地質調査等により周辺状況の特性を十分把握したうえで、その状況に応じた設計や工法を検討し、適切な施工管理計画を策定・実行することで、影響の低減に努めます。また、地下構造物の施工に当たっては、既存の地下埋設物や土地区画整理事業で暗渠化する大門川の計画を整理したうえで、その状況に応じた設計や工法等を検討し、地下埋設物損傷事故を防止します。
	(15) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 工事の実施に当たっては、コンクリート廃材や建設汚泥などの建設副産物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。また、建設発生土は、事業内再利用や他の公共事業等での再利用に努めます。 「神奈川県循環型社会づくり計画」の取組みを推進し、建築物の長寿命化による建設廃棄物の発生抑制やリサイクル資材の利用、資材の再資源化に努めます。

※下線部：「配慮書の案①～③」に掲載されていない事項

4.2 環境情報の概要

4.2.1 配慮書の縦覧等

本事業の配慮書は、令和6年7月25日に公告され、同日から令和6年8月8日までの15日間、縦覧されました。

配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表4.2に示すとおりです。

表4.2 配慮書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和6年7月25日～令和6年8月8日（15日間）
縦覧対象区	瀬谷区
縦覧場所	みどり環境局 環境影響評価課 瀬谷区役所 区政推進課

4.2.2 環境情報の概要

配慮書に対し、環境情報の提供は表4.3に示す1件でした。

表4.3 配慮書に対する環境情報提供書の概要及び都市計画決定権者の見解

環境情報提供書の概要	都市計画決定権者の見解
(1) 近隣の林等を猛禽類が利用しており、大量の車の往来によって、悪影響を及ぼす可能性がある。 (2) 広域防災拠点としての機能を向上させたいなら、新インターチェンジとそれと直結した道路をつくるよりも、広大な敷地を生かし、厚木基地とも協力体制をとって、ヘリコプターでの空輸をした方が能率的だと思う。 横浜市最後の草原地帯ともいわれる広大な草原を傷つけないよう敷地内道路を地下にしてほしい。新しいインターチェンジと道路建設により人間も立ち退きの可能性が否定できず、野生動物・自然環境にも悪影響を及ぼすようなことはやめ、ヘリでの空輸や道路の地下化をしてほしい。	(1) 本事業では、対象事業実施区域周辺における動植物の生育・生息状況を把握するため、現地調査を実施し、その中で猛禽類等の確認も行います。今後、現地調査にて猛禽類等の生息状況等を確認した場合、事業影響の有無を確認した上で、必要に応じて環境保全対策を検討します。 (2) ヘリコプター輸送の有効性もありますが、災害時の物資輸送の量が限られる等、課題があると考えられます。また、全国からの広域支援部隊の活動を支え、かつ、市内に救援物資を早期に届けるための拠点であるため、新たなインターチェンジを選定しました。 対象事業実施区域には横浜市内でも貴重な農地環境が残されていることから、その保全に十分配慮した計画とします。農業振興地区の改変区域を小さくするため、構造としてはトンネル構造を取り入れた案④を選定しました。

4.3 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び都市計画決定権者の見解

本事業の配慮書に対する、横浜市環境影響評価条例第 11 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの配慮市長意見書の送付を、令和 6 年 10 月 30 日に受けました。

配慮市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 4.4 に示すとおりです。

また、配慮市長意見及び都市計画決定権者の見解は、表 4.5 に示すとおりです。

表 4.4 配慮市長意見書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和 6 年 11 月 15 日～令和 6 年 11 月 29 日（15 日間）
縦覧対象区	瀬谷区
縦覧場所	みどり環境局 環境影響評価課 瀬谷区役所 区政推進課

表 4.5(1) 配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解
1 全般的 事項	(1)配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討するとしている事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。	・配慮事項に対する配慮の内容について、現時点での検討状況を方法書に記載しました（例えば基本的な配慮事項(1)については、第2章 2.3.1 p.2-5～2-6, 2.3.3～2.3.5 p.2-7, 2.4.2 p.2-10～2-16, 2.4.3 p.2-17～2-18）。配慮の内容については、適切に事業計画に反映していきます。
	(2)今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。	・事業の進捗に合わせ、横浜市の最新の計画等と整合を図るとともに、適時、適切な配慮内容となるよう努めます。
	(3)配慮事項に対する配慮の内容については、相互に密接に関連する複数の事項があることから、全体的な視点で引き続き検討してください。	・グリーンインフラの導入やヒートアイランド現象の緩和として、可能な限り農業振興地区の改変範囲を小さくすることや法面の緑化の検討等、当該事業との連携が必要となる事項について検討を行っています。
	(4)旧上瀬谷通信施設地区内の公園・防災地区 ^{注1} で整備が予定されている広域防災拠点の機能を最大限に發揮することを本事業の目的の一つとしていることから、広域防災拠点の検討状況について方法書に記載してください。	・現時点での広域防災拠点についての検討状況を方法書に記載しました（第2章 2.2.3 p.2-4）。
	(5)東名高速道路との接続位置を含めたルートやランプの位置等が示されていないことから、本事業の整備計画の詳細を方法書で記載してください。	・東名高速道路との接続位置を含めたルートやランプの位置等は、対象事業実施区域として範囲で示しました（第2章 2.1 p.2-1～2-3）。
	(6)構造形式の選定においては、廃棄物・建設発生土、生物、騒音、振動、交通流等の観点も踏まえて検討し、3案から1案へ絞り込んだ経過と結果を方法書に記載してください。	・構造形式の選定は、配慮書段階の3案から、審査会でのご指摘等を踏まえ、施工範囲の縮小や環境負荷低減を考慮した案④を検討しました。また、選定の考え方は方法書に記載しました（第2章 2.4.2 p.2-10～2-16）。

注1：現在は「防災・公園地区」という名称ですが、配慮市長意見当時の名称で記載しています。

表 4.5(2) 配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解
1 全般的事項	(7) 関連する「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」や「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」等の旧上瀬谷通信施設地区における最新の事業計画を踏まえるとともに、東名高速道路や周辺道路への影響も考慮して、環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討してください。	・ 旧上瀬谷通信施設地区における最新の事業計画を踏まえるとともに、「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」及び「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」と連携し、東名高速道路や周辺道路への影響も考慮して、環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討しました（第5章、第6章参照）。

表 4.5(3) 配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解	
2 配慮指針に掲げられている配慮事項	(1)周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮 【配慮事項(1)】	農業振興地区は、動物にとって重要なエリアとなるが、3案のうち、市道目黒第25号線交差部の区間で掘削構造、高架構造を含む案については、農業振興地区での動物の移動経路を分断する可能性があることから、可能な限り動物への影響を低減するよう配慮してください。	・農業振興地区は、動物にとって重要なエリアとなるため、審査会でのご指摘等を踏まえ、施工範囲の縮小や環境負荷低減を考慮し、案④を検討し、可能な限り動物への影響を低減するようにしました。
	(2)環境資源等の現況把握 【配慮事項(2)】	旧上瀬谷通信施設地区の一部で土壤の汚染が確認され、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業において対応した後に本事業を実施するとしていることから、その対応状況及び計画区域との位置関係の最新情報を方法書に記載してください。	・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業における対応状況について方法書に記載しました（第3章 3.2.11(4) p.3-132～3-135）。
	(3)環境影響における保全対策 【配慮事項(14)】	3案のうち、東名高速道路接続部の区間で高架構造としている案については、隣接する10階建て以上の集合住宅への騒音の影響が大きくなることが予想されるため、保全対策を検討してください。	・隣接する10階建て以上の集合住宅への騒音の影響が大きくなることが予想されるため、当該集合住宅の騒音調査及び予測、評価を行った上で、必要に応じて保全対策を検討致します。